

## 令和8年度 学校給食費 月額

	校種	第1～8期 月額 (第9期に精算)		
		標準	食物アレルギー等により 牛乳のみ停止	食物アレルギー等により 牛乳のみ提供
生徒	中学校・特別支援学校（中学部）・中等教育学校（前期）	8,100	6,700	1,400
	高志中等教育学校（後期）	9,400	7,900	1,500
教職員等	小学校・給食センター※	8,200	/	/
	中学校・特別支援学校・中等教育学校・給食センター※	9,600		

※1 光晴学校給食センター、民間調理場の職員等は、中学校区分の額。それ以外の給食センター職員等は小学校区分の額。

○計算例：379円（中学校単価）×192回（標準回数）＝72,768円      72,768円÷9≒8,100円

○年間給食実施回数は学校毎に異なるため、原則、第9期（3月請求）で精算します。なお、年間納付額が確定するこの精算期（第9期）に納付額を通知します。